

一時預かり利用者負担軽減事業費補助金について

○一時預かり利用者負担軽減事業費補助金とは

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等の児童が、一時預かり事業を利用した場合にその利用者負担額(※1)を一部補助するものです。

※1 利用料とは、入園料・延長料金・給食費等を除く費用のこと

○補助対象世帯及び基準額

対象となる世帯	補助基準額(対象児童1人あたり)
生活保護世帯	3,000円/日
住民税非課税世帯	2,400円/日
住民税所得割合算額(※2)が77,101円未満の世帯	2,100円/日
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯等	1,500円/日

※ 保育所入所申込を行い、保留となり、継続して審査を行っている場合は対象外となります。

※ 住民税所得割非課税世帯か否かの判定は、令和6年4月～8月利用分は令和5年度住民税所得割額、令和6年9月～令和7年3月利用分は令和6年度住民税所得割額によって判定します。

※ 令和5年1月1日、令和6年1月1日につくば市外在住の場合、所在していた市区町村発行の課税証明書(令和5年度、令和6年度分)を添付してください。

※ 当該利用月において、子育てのための施設等利用給付(幼保無償化給付)を受けている場合、本補助事業は対象外となります。

※ 世帯としての補助要件になるため、世帯員のうちいずれかのみが満たす(例:父母のうち片方のみが非課税等)場合は本補助金の対象外となります。

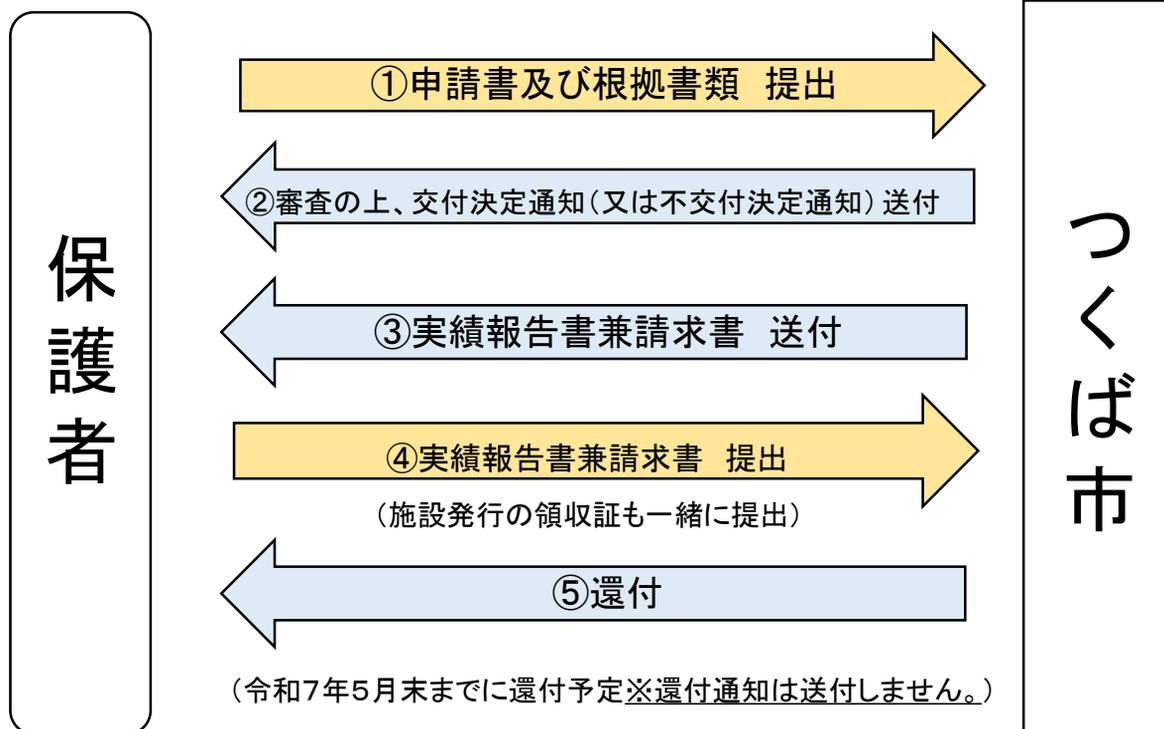
○対象施設

市HPリンク
(一時預かりについて)▼

市内の一時預かり事業実施施設
※詳細は右記QRコードから御確認ください。



○手続きの流れ



○注意事項

- ・この補助金は令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の利用料が対象となり、それ以前の利用料は対象になりません。
- ・令和6年度分をまとめたの還付になります。分割還付等是对应できないため予め御了承ください。
- ・申請や実績報告・請求の手続きにはそれぞれ締切りを設けます。締切りを過ぎてしまった場合、還付が受けられない可能性がございます。予め御了承ください。